
1 男女共同参画ふくしまプランの基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市では、「男女共同参画ふくしまプラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けて、様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、人々の意識や社会習慣の中には、まだまだ固定的な性別役割分担意識が根強く残り、様々な分野において女性と男性の共同参画が進んでいないのが現状です。

この計画は、平成23年3月に策定した「男女共同参画ふくしまプラン」を、策定後の社会情勢の変化や、東日本大震災の経験から得た教訓、平成26年に実施した「男女共同参画に関する意識調査」をもとに、男女共同参画に関する施策及び事業等の見直しを行い改定したものです。

また、この計画の一部を、本市での女性の職業生活における活躍を推進するため、平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)の「市町村推進計画」と位置付けています。

(2) 計画の性格と期間

この計画は、「福島市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、本市における男女共同参画社会形成のための基本計画と位置づけ、福島市総合計画と整合性を図り策定したものです。

また、この計画は、女性活躍推進法に基づく、本市における推進計画を含みます。

計画の期間は、平成28年度～平成32年度(令和2年度)までの5か年とします。

(3) 計画の基本的な考え方

女性も男性もともに責任を分かち合い、心豊かな生きがいのある社会にするためには、男女がお互いに人権を尊重し、女性も男性も対等なパートナーとして、自らの能力を発揮し活躍できる社会制度を構築する必要があります。

この計画では、3つの基本目標を掲げ、各分野にわたる施策を計画的に推進し、男女共同参画社会の形成を目指します。

【 男女共同参画社会とは 】

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。